

利益社會考

白井二尚

はしがき

茲に利益社會と云ふのは、共同社會即ち *Gemeinschaft* に對立せしめられる *Gesellschaft* の謂である。*Gesellschaft* の基なる *gesellen* は、再歸的に *sich gesellen* と用ひれば、相寄る・集る・仲間となるを意味する。従つて *Gesellschaft* の譯語としては集合社會が原語に忠實であり、諸個人が相寄つて形成する社會集團たる *Gesellschaft* の譯語としての集合社會は、社會學に於ても適當なものとして認められるべきである。故にこの譯語を使用してゐる學者もあるのであるが、併し *Gesellschaft* を構成する個々人は、自利の追求を専らにするを本性とする點よりして、この語は利益社會と譯されるべき側面も有つてゐるのであり、この譯語が早くから一般に用ひられてゐるので、本稿でもこの譯語に従ふことにした。共同社會に就いての論議は一時かなりあつたが、これに比して利益社會論は寥々たる感がある。けれども「共同社會から利益社會へ」なる社會變動の方式は多くの人々によつて認容され、従つて殆どあらゆる社會集團は緩急の差こそあれ利益社會化の過程を進みつつあると見られる。故に近代的な社會集團の分析解明にとつては、利益社會の概念の論究は基礎的意義を有つと言ふべきである。然るにも拘らず利益社會論は不十分なる儘に既に久しく過去のものとなつた觀があり、また之

を取り上げる者の見られないのは、學界にも變化を求め新たなものの追求に専らなる流行の支配の餘りにも甚しい事を示すものと言はねばならない。併し乍ら徒らに流行に身を委ね只管に前進をあせる事なく、近代社會の理念型たる利益社會の概念を索出原理 (heutistisches Prinzip) として現前の集團を究明把捉する事は、現代社會學が負ふ重要な課題の一つとされるべきである。けれども利益社會を扱つた過去の諸家の所論は必ずしも一致せず、對立や混亂も見出される。故に先づこの概念を再検討し、之を詳細明確に再構成する事が望ましい。これが爲にはこの概念の要素を明らかにすると共に、これ等の要素が如何に當體的必然性 (sachliche Notwendigkeit) に従つて矛盾なく結合するかを示す事が必要である。以下少しくこの事を試みて、利益社會の集團社會學的再検討に資し度いと思ふ。

(本稿は共同社會の論考を豫想するものであり、戸田貞三博士還暦祝賀記念論文集「現代社會學の諸問題」所收拙稿「共同社會考」の姉妹篇をなすものである。)

一 開 放 性

共同社會が封鎖性を以て基本的特質とするに對し、利益社會は開放性を以て基本的特質とする。利益社會論者の殆ど全てはこの特質を閑却してゐるが、これこそ利益社會の根柢をなすものと考へられる。即ち利益社會にあつては、人及び物の出入が多く、これに對する制約乃至制限が少い。この開放性によつて内と外との接觸交渉が多く、この接觸交渉を媒介として、外にあつて内に無いものが採擇攝取されると共に、内にあつて外に缺如するものが外に傳播する。斯くして開放性の存續する利益社會では、内と外とがおのづから有無相通じ合ふので、内外に共通なものが多くなり、内のみあつて外には見られない特殊性は減少する。

二 廣 大 性

開放性によつて利益社會の接觸交渉の及ぶ範圍は、出入する人及び物の由來する所又行く先迄に亙り、この廣大な範圍に存在する人も物も、利益社會に入り之に屬する可能性があるので、共同社會が狹小なるを本態とするに對し、利益社會は頗る廣大である。この廣大な範圍の多數の人や物が出入移動を重ねる利益社會では、人が同一の對象と接觸交渉を永續的に重ねる蓋然性は乏しく、對象が人であつても物であつても、それと一定の人との接觸交渉は一時的暫有的なるに止まる。従つて同じ成員間の生活の共同は僅かであり斷片的なものに止らざるを得ない。この點よりして利益社會に於いては成員の生活は互に分離してゐると言はねばならない。

三 異 質 性

利益社會には廣い外界の種々雑多なものが常に出入交替して所屬するので、これ等のものは多種多様である。これを所屬成員に就いて見るも、彼等は廣い範圍の多數の人間の素質や生ひ立ちの差異の大なる者の中から集るので、各人は相互に著しい個性を有つてゐる。又開放性の故に同一集團への共同所屬が永續的でなく、相互の接觸交渉は一時的に止まる爲、各人の行爲様式が相互作用に媒介されて有無相通じて類似性を増し、成員の生活が等質性を増す事がない。斯くの如く行爲の主體と客體とが何れも大なる差異を有つてゐるので、兩者の交渉として生ずる行爲の形式乃至様式も亦内容も、共に相異して多様となる。ジムメルが、人格の個別的特殊存在換言すれば個人の存在と行爲との個性は、一般にその個人を圍繞する社會圈の擴大する程度に應じて成長すると主張するの^①も、利益社會の如き廣大な社會に於ては、人と人との間の異質性の大きな事を指示したものと見られよう。

四 對 自 性

人は生來馴れ親しんでゐるものに就いては、その意義や價值を問ひの對象とする事なく、全て當然自明のものとして無反省的無批判的乃至即自的 (an sich) に扱つてゐるのが常である。この事はハイデッカーの「人間的存在者は世界との Vertrautheit に於て内世界的に出逢ふものに自己を失ひ、それによつて捉へられてゐる (benennen)」といふ言葉によつても指示される。^② vertraut なるが故に自明的なものは問ひのテーマとはならない。斯かるものの代表的なものとしては日頃手許にあつて交渉の對象となつてゐる道具の如きが挙げられるであらうが、この種の最も近くにある (nächst) ものの特殊なそして自然的なそれ自體 ('an-sich') は、このものを使用するが併し顯はに凝視する事のない配慮に於て出逢ふ。^③ 斯くの如き出逢ひ方をするこのすぐ手許にあるもの (nächstzuhandenes Seiendes) の存在の現象的性格を言ひ表はすのに、ハイデッカーは非顯著性 (Unauffälligkeit) 非切實性 (Unaufdringlichkeit) 非抗拒性 (Unaufsässigkeit) 等の缺損的表現を以てし、この非 (Un) は手許にあるものの即自固執 (Ansichhalten) の性格を意味すると言ふ。即ち日頃馴れ親しんでゐるが故に自明的になつてゐるものは、即自態 (An-sich-sein) に於て出逢ひ、對自的 (für sich) に人間に對立するに至らないので、斯かるものがその非顯著性から歩み出ない (Nichtheraustreten) 限り、そのものの存在は自己を告示しなう (Sich-nicht-melden)。^④ 斯くて意義や價值が検討把捉される事のないものが、問ひの對象となり自己を告示するに至る爲には、日頃のそのものと馴れ親しんでゐる關係が、何等かの意味に於て否定される事を必要とする。この否定を再び手許の道具に就いて言ふならば、それが毀損され又はそれが手許に無くなつて、その使用が不可能になるのが、正にそれとの日頃の交渉の否定であるが、斯かる否定によつてそれ迄その存在乃至意義が反省評價されなかつたものが、その即自固執を破られ、それが存在的に (ontisch) 自己を告示し、對自的意識的に把捉領解されるに至るのである。

ものの意義や價值を把捉領解せしめる右の如き即自態の否定は、利益社會の如く移動多く又異質性に富む所に於ては種々生じ易い。日頃の居住地としての故郷から他郷に移動した者は、故郷に於て日頃馴れ親しんでゐたものの大部分の缺如する他郷に於て、この缺如といふ否定を媒介として、故郷のもの従つて又故郷そのものの意義と價值とを切實明確に反省自覺するのが通例である。更に又同様な否定は異質性に富む社會では同一對象に對する交渉の仕方の差異の經驗に於ても生ずる。即ち人は自己が従前當然自明としてゐた交渉の仕方とは異なる別の様式に於ける交渉の仕方を見聞する事によつて、自己の様式が唯一最上のものではなく、従つてそれを遵守する事が當然自明でもない事を意識せしめられる。特定の仕方とは異なる仕方の採用はその特定の仕方の遵守の否定によつて成立つのであるが、しかも往々にしてこれ等の異なる様式が相互に矛盾して衝突する關係に立つ事も見出されるやうな場合には、何人にも、何故に自己がそれ迄當然自明として遵守して來た様式に従ひ、何故に別異なる様式に従ふことをしないのか、何故に別異なる様式に従つてはならないのか？ 何れの様式がそれに従ふ事の意義と價值とに於て勝るのであるか、等々の疑問が生じて來るであらう。茲に於て從來即自的に遵守されてゐた行爲様式が、反省批判の立場に於て對自的に扱はれるやうになるのである。

住民が地方的又は人種的に混合してゐる所では、人に對立する社會的態度のとり方の規準(Verhaltensregel)の多様性が、社會的價值及び規範の絶對的妥當性を信ずる氣持を動搖せしめ、相對性の體驗に導くと言はれるのも、異質性の^①大なる社會に於ては特定のものを當然自明として信奉する即自的態度の消失する事を、指示するものと言へよう。同一のものに就いての色々の異つた慣習や、同一の事態に對する種々の神々の異なる掟の見聞等が重ねられるにつれて、人はやがて必ずしも特定の慣習・特定の掟にのみ遵はねばならぬ事はないといふ考へに導かれるは自然の事である。例へば久しく鳥を神の使として崇め蛇を害惡を齎す物として嫌忌して來た者が、鳥を災厄を伴ふ物として追ひ、蛇を神聖な物として拜むのを見る時、この互に相容れざる態度乃至行爲様式の兩立共存によつて、鳥を崇める事の必ずしも絶對的ならぬ事に思ひ到

り、更に進んで鳥は果して神の使なりや、之を使とする神が唯一の崇むべき神なりや否やにまで反省批判を向けるに到る事も蓋然である。獸肉や獸乳を穢れた物として、之を飲み又喰ふ行爲を嫌忌する態度を養はれて來た者は、これ等の物を何等忌避する事なく飲食に供する者が多い事、そして又これ等の物が優れた味と豊かな栄養價值とを有つ事を知るにつれて、これ等の禁忌を當然自明として來た従前の態度に動搖を來たすは不思議ではない。

特定の行爲様式を當然自明として遵守する即自的な態度の否定は、更にその様式が日頃の有効性妥當性を喪失する事の經驗に於ても生ずる。斯かる經驗は日頃その様式に於て交渉してゐた對象とは異なる對象に接する場合に生ずる。即自的に遵守して來た様式は斯かる別異な對象を扱ふやうに作られたものではないから、斯かる對象に對しては妥當し難く無効である事は不可避免的であるが、この無効性の體驗を媒介として、人は、自己が從來或特定のものを對象とし、このものと無反省的に遵守し續けた様式に於て交渉するといふ生き方をして來た人間である事、又斯かるものとは異なるものを對象とし別の様式に於て之と交渉してゐる人間の存在する事を、明らかに意識するに到り、更に進んで、斯うした異なる行爲乃至生活の仕方の夫々の意義や價值を分析比較するやうになる。そして一方に於ては、自己が日頃無意識的盲目的に守り扱つて來た様式や對象が、自己にとつては如何に快適平安な生活を可能ならしめる有意義にして價值高きものであるかを、明確に反省自覺せしめられると共に、他方に於て又それ迄唯一無二のものとして來た對象や様式の外に、有意義有價値な對象や様式が少くない事をも明瞭切實に認知せしめられるのである。

右に述べた如き即自的態度の否定が開放性に富む利益社會に於て不斷に生じ易い事は、改めて言ふを用ひざるところである。此處に於ては、人がその社會の内部に在つても、自己の馴れ親しむ事のなかつたものと接觸交渉する機會が多く、更に外部に出て、衣・食・住を初め日頃熟知信愛の關係にあるあらゆるものから離れ、自己が當然自明としてゐたものの一切が否定を蒙る場合も屢々生じ得るのである。異郷に出てその土地の行爲様式に従つて生活するを餘儀なくされる當初

は、それ等の様式を奇異・不自然・不便・不快に感ずる事が多くても、それを繰り返すうちに、先に奇異・不自然・不便・不快に感じたのは、それ等が故郷には缺如し故郷の様式とは異り、従つて自己がそれに馴れ親しんでゐなかつたが故である事を悟るに到り、同時にこれ等異郷の様式にも獨自の便益・效用又趣や味はひのある事も明らかになつてくる。茲に於てこれ等異郷の様式が故郷の様式と等位並立の關係に於て評價・對比・較量されるに至る。斯くなれば元來自己が馴れ親しんで來たもののみに愛着し之を固執する事なく、右の對比較量に於て優れたものを探り劣るものを棄てるといふ態度の生ずるは自然の事である。斯くて社會の開放・擴大・異質化は、人をして所與の特定の様式を無反省的無批判的即自的に遵守固執する非合理的な態度を脱せしめて、ものを全てその損得・美醜・善惡等の觀點から批判檢討して、明らかな價值乃至意義の意識に立つて對自的に採否を決する合理的な態度を執らしめるに至るのである。

利益社會に於ては又その異質性よりしても、人は如何なるものを採擇する場合にも、それが自己の屬する社會に舊くから一般に採擇され行はれてゐるが故に採るといふ即自的態度を保ち難い。何となれば社會的普遍性や傳統性は採否決定の據り所ではなく、異質的な社會には、更に又社會の内と外とに亙り兩者を包括する廣い範圍には、全般に亘つて共通に遍在する具體的に一定したものは存在しないので、人は異質多様なものの對立錯綜の中に立つて歸趨適從に迷はざるを得ず、ものの採否を成員の全てに一樣に共通な一定のものを有たぬ社會からは定められ與へられないが故に、それを決定する據り所を、自己がそのものを如何に評價するかといふ個人の考へに求めるの外はない。今や人は社會的所與に没入し之に盲目的に捉へられて行爲する態度から離脱し、社會から獨立に自己の個人的自我に立脚し、個人我を中心として判斷し決意し行爲する自主的自律的立場に立つに到るのである。テンニースは斯かる利益社會人を評して、共同社會的な自然的秩序を全く脱した意味に於て純粹な自由人であると言ふ^⑥。又ジムメルが次の如く言つてゐるのも、社會の擴大・異質化から右の如き「自由人」の現れる事を指すものに外ならない。即ち「頗る分化せる個人が他の頗る分化せる諸個人の眞中に

介在し、そして比較や摩擦や特殊化した諸關係等が、より狭小で分化の進まぬ所では潜在する儘であるが、今述べた所では無數にあり且多種類であるといふ正にその事によつて、自己感情 (das Gefühl der eigenen Person) を昂揚し、或ひは恐らく初めて生ぜしめるところの反應を、無數に惹起するところに於てこそ、主觀的な自我意識にとつて特に重要な關係のある感情が掻き立てられるのである。^⑦

ところで斯く人が社會から獨立し、自我意識に目覺め、自我・個人の立場から自主的對自的に批判・評價・行動するのが即ち個人主義に外ならないのであるが、利益社會に於ける個人主義は主我的・利己的個人主義とならざるを得ない。それは次の事由による。即ち、この廣大にして異質的であり、人や物が不斷に移動してゐる社會では、何人も自己の行爲が他の個人に而して又衆個人から成る社會そのものに對して、如何なる影響を及ぼし、如何なる意義を有つかを、社會的聯關が餘りにも複雑多岐なるが爲に、具體的に一々把握領解し得ない。集團が大なれば大なる程、個人の努力の(集團に對する)效果は曖昧になり、集合生活の廣大な動きの中に見失はれる。^⑧斯うした社會では、人は自己の行爲が他人や社會に對して有つ影響意義を一々分析追求せんとしても、それは有限なる存在者たる人間にとつては、頗る不完全になされ得るに止まり、しかも種々の偏局性や誤謬錯誤を免れ得ない。従つて人は斯くの如き效少く甲斐の乏しい分析追求に努力する事を爲さず、自己の行爲が他人や社會に對して如何に影響するかを顧慮しなくなり、之に對して無關心・無視・閑却の態度を執るやうになるは自然の事であらう。斯くの如く無視閑却され従つて把握理解される事なき他人の都合や社會の事情に對し、遠慮や同情を有つことは不可能であるのは言ふまでもない。故に人は利益社會に於ては、自己の行爲によつて生ずる他人の損得・榮辱・禍福に對して、無意識的であり無感覺である。斯く利益社會の人は所與の社會的なものから自由獨立なる意味に於て自由であるのみならず、他人や社會への配慮・顧慮と之よりする制約抑制からも自由である意味に於て、二重の選擇の個人的自由 (personal freedom of choice) を有つのである。而して他人や社會に對する自己の行爲の影響を

顧慮する事なく、この影響によつて何等規定制掣を蒙る事なきところには責任の觀念は存し得ないとすれば、利益社會人は眞實なる意味の責任を感じる事なき人間である。

他人の都合・社會の事情を知らず顧る事なき利益社會人にも、常に細大漏らさず領解把捉されるものがある。それは即ち自己自身の都合事情である。之は他人には分らず知られなくても、自分自身には何時何處に於てもよく分りよく感ぜられる。而して人はよく自己に分り知られてゐるものを恰も分らず知らぬが如く扱つて、之を無視閑却することは出來ず、その特質に應じて適宜に之を扱ふのが常である。従つて利益社會に於ては人は何事にも自己の利害得失を顧慮考量し、この顧慮考量に準據して行動し又之に立脚してものの取捨採否を決定する。他人の利益は只それが自己の利を促進するところある限りに於てのみ肯定される。斯くの如く一切を自己一個の都合損益の觀點から決し、他人や社會の都合損益を何等顧慮する事なきは即ち主我主義・利己主義に外ならないが故に、利益社會人の個人主義は主我的利己的個人主義となるのである。斯くの如く自利追求に専らなる人間から成る社會なるが故に、この社會は利益社會なる名稱を與へられるのであり、シュタウディングガーは利益社會を定義して、個々人が相互に一定の權利を認め合ふが、實は個人的な目的を有つてゐる集合生活體であつて、彼等はこの各人の利益を確保する爲の一定の外的足場のみを共同にするに過ぎないと説いてゐる。^⑧ 他人及び社會への顧慮がなく、責任の觀念や責任負荷の事實の缺如するところには、倫理性 (Sittlichkeit) は存在し得ない。故にマックス・シェーラーは利益社會人の主我性が倫理を沒却するものなる事を強調する。そしてこの點よりして又シェーラーは、利益社會は感性的快樂 (Sinnestlust) と功利とを超越する一切の價值及び財への意欲を放棄し、只管主我的關心 (egoistisches Interesse) に立脚するものであると言ふ。シェーラーにあつては最高の價值とされる人格價值 (Personwert) は人倫關係に根ざすものなる以上、斯かる價值は利益社會とは相關するところなきものなるは明らかであり、従つて此處で支配的な價值は價值の階程に於ては低位にある快樂や功利の價值となるのである。^⑨

右の如く自利追求に専らであり、他人も社會も顧慮する事なき主我的な人間が相寄つて、果してよく相互作用を續け共同生活を營んで社會を成す事が可能であらうか？ この事が可能であるとすれば、それは何によるであらうか？ 惟ふにそれは各人が共同生活を營み相互作用を續けるのが自利に役立つと信ずる限りに於てである。従つて一つの社會に諸共に所屬し相互作用を重ねてゆく事が何等の利益をも齎さないと考へるならば、利益社會人は直ちにその社會から離脱するであらう。この離脱を抑制するものの存在せぬ開放性の故に、この社會では利害關係の轉變に従つて成員が常に出入交替するのである。自利に合するを認める事に基づいて人々が相寄つて形成し、離合集散常なくして、人々は何等本質的に結合される事がない點よりして、この社會は本來集合社會 (Gesellschaft) 即ち人々が *sich gesellen* して成してゐる社會と呼ばれるのである。併し乍ら集合し相互作用を營む爲にも、その間に一定の秩序が無ければならないが、主我的な人間が只自利をのみ主眼として相互に接觸交渉するところでは、對立・抗爭・紛亂が相次ぎ、秩序と統一の存立は到底望み難いではなからうか？ 斯かる所に如何にして秩序が成立し存續し得るであらうか？ 異質性の著しいこの社會には各人が自ら一致して守る相互作用の準則は存し得ない事は明らかであるが故に、社會の集團的統一性の基礎をなす斯かる準則は之を人為的に作り、成員一同が之を遵守する事が有利である事を認知し合はなければならぬ。斯かる認知に基づいて茲に形成設定される多數に共通な行爲の準則は即ち契約 (Kontrakt) である。利益社會人が並存を保ち得るのは、接觸せずに居るか然らずんば相互に契約を結ぶ事によつてのみである。^⑫ 接觸の無い所には集團は無く、社會は存しない。接觸が混亂衝突なく續けられてこそ社會的結合があるのであるが、之あるが爲には契約が結ばねばならないのである。全ての利益社會の結合は、個々の利害關心 (Interesse) 又は斯かる利害關心の和に基づくと言はれるが、^⑬ 各自の主我的な利害關心が重なり合致する線を相互に認容し、その遵守を申し合せたものが即ち契約である。この成員が意識的協約によつて集團の統一・構造が作られる意味に於て、利益社會は人工的契約統一體 (künstliche Vertragseinheit) である。^⑭ 即ち茲に於ては獨立の

主體たる個々人が先づ存在し、これ等の主體が相寄つて契約を結ぶ事を前提とし、之を基礎として社會集團が形成されるのであるから、この意味に於て利益社會にあつては、社會的全體は部分たる多數人の後に又多數人の外に (post rem und extra res) 存在するとも言はれるのである。¹⁸⁾

五 變 動 性

開放的な利益社會には、外界から新奇なものが不斷に入り込み、傳來のものにとつて代る事によつて、絶えず變動が生ずる蓋然性が高い。又この社會は廣大なるが故に成員が多數であり、しかもこれ等多數の成員は相互に種々差異を有ち異質性を呈示してゐるが、斯く差異の著しい者が多數集つて居る所では、誰にも見られなかつた新しい事を發案工夫する變り者も現れ易く、従つて社會の内部から生ずる新しい發明發見によつて、様々の變動が生じ勝ちである。更にこれ等の内外よりする變動性は、成員の對自性によつて一層強化される。即ちこの社會では成員は何ものをも利害損得の觀點から評價検討し、傳統的なものも利得が少いと見れば直ちに之を廢棄し、廣く内外に便益の大なるものを探求して、さうしたものが見附かれば直ちにそれを採擇する態度を持してゐるのである。従つて又成員は所屬集團の成員たる事よりする利と、脱退する事よりする利とを比較して、後者が大ならば何時でも脱退する反面、外部の者も加入が有利であると思へば、加入の可能性があり次第加入するであらう。斯くて成員の出入交替が不斷に行はれる點に於ても、利益社會は大なる變動性を有してゐる。成員のみならずその社會の集團として構成・組織・機能等々に就いての一切の規定は、成員の對自的主我的な思惟判斷によつて形成され、従つて又それによつて自由に改變され得るものである。斯くの如くにして利益社會では、あらゆるものが變動改新に曝されてゐるのである。

利益社會の變動性は更にこの社會集團の成立・存続・消滅にも明確に表はれる。この集團の成立は、之を構成する諸個

人が相寄つて統一體を成して協力をする事が、各自の目的の追求にとつて有效有利であると考へる事に基づいて、それに必要な契約を結ぶところに實現するのである。従つてこの社會集團は各自の目的を追求しつつある個々人が目的達成の手段として組織せるものである。斯かる利益社會的集團中特に組織を有ち團體としての體制を整へてゐるものを、*Tennis* スは *Verein* と呼ぶが、この *Verein* は *Tennis* によれば、その全本質上只その主體（たる諸個人）の一定の個別的目的に對する手段たらしとするものであり、又それたるべきものである。^⑧ 手段たる利益社會はその設立のみならず、改變・廢止も全て主體即ちこの社會を構成する成員が、この社會は各人の利益追求に對して役立つか否か又は如何に役立つかに就いて、如何に考へるかに依存し、この考へによつて如何様にも變ぜしめられる譯である。これ即ち利益社會が、あらゆる瞬間に消滅し、又新たななる契約の締結によつて何時でも新たに生れるものであるとされる所以である。^⑨ 斯くの如く利益社會はその存立の根底から成員・機構・機能等の一切に亘つて、成員たる個人の思惟によつて限定變容されるが故に、部分たる成員を超え、之によつて左右される事なきそれ自身の存立・存在を有たない意味に於て、この社會は非實在的なもの假構のもの（*Fiktion*）と言はれるのである。^⑩ 而して利益社會の一切を規定し決定するは、之を構成する成員たる利益社會人の思惟であり、彼等の思惟は主我的な利益追及に専らである限り、この社會の一切の基調をなすものは利益以外の何物でもない筈である。この點よりしてもこの社會は利益社會と呼ばれるに相應しいものである。

利益社會は日に日に新たななる變動性を具へてゐるが故に、それは完全に傳統を沒却してゐる（*völlig traditionlos*）。而して變化毎に之に對應する處置や態度の決定を、共通なるものの乏しいこの社會では、個人は直ちに各個でみづからなさねばならない。相次いで現れる新たなものは決して單獨に孤立せるものではなく、従つてそれはそれと聯關する他の諸々のものの改變を惹き起し、ひいては社會全體を新しくして、この新たな社會像に對する人間の新しい態度の決定を強いる。しかも斯くて形成されたあらゆるものを復更に改變する事を迫る新たな有利なものへの努力や注意を重ねてゆくのが利益

社會人である。その結果として此處に於ては人間は暢びやかさや落ち着きや寛ぎ等を有ち難いのは自然の事である。利益社會は或る瞬間の靜態を捉へて見ても空間的な異質性・多岐性が著しいのであるが、その上にこの異質的多岐的な一切が時と共に變じて熄まないところに現出する時間的な異質的多様性をも、この社會は併せて有つてゐるが故に、人の接觸交渉の對象は極度に雜多複雑である。しかも社會の開放性の故に人もものも果てしなく出入移動するが故に、接觸交渉の對象乃至客體の交替轉換は一層著しからざるを得ない。これを觀念・理論に限定しても、水平垂直に周流する個人は循環する觀念や理論の流れの中にあつて、最も背反するイデオロギーや對立する意見を學び聞き讀みそして呼吸する。それ等の各々は他の全てを批判し、又それ等の各々は他の全ての弱點を示す。自分の説こそ全く正しいとの確信を有つ個人も、その説の批判に逢ひその缺點を指摘される^⑨。斯くてこの社會では人は何一つとして鞏固な信念不動な確信を有ち得ず、全てに對して懷疑的になり、一切を相對的なもの・いい加減なもの^⑩と見、更に明確な解決の得られぬ儘に、全てを皮肉に見、嘲笑に附するといふ態度を執るに至り易い。斯くては又據るべく力とすべき何ものも有たざるが故の不安寂寥やそれから生ずる憂鬱混亂等を免れ難い。

六 抽象的普遍性

高度の異質性を特質とする利益社會に於ては、同種のもの之間にも共通性乃至普遍性は少い筈であり、従つて人々相互の間にも類似性は乏しからざるを得ないのであるが、然るにジンメルによれば、完全なる領解 (Verstehen) は完全なる同等性 (Gleichheit) を前提とする。これを逆に言ふならば、他の條件が等しい限り、人々の差異が大なれば大なる程、相互の領解は不完全性の度を高める事になるのであるが、不完全乍らも領解されるのは生の如何な部分かと言へば、それは主として各人に共通する普遍的な部分であらう。何となれば共通な部分は、何人にも存在するが故に、人が何人と接觸交渉

する場合にも自己の前に現れ易く、幾度も繰り返して現れるものは、何時しか注意を引き、明確に把握され意識に刻まれるに至り易いであらう。これに反して社會の開放性に基づく移動性の故に、一定の人々の間の生活の共同は一時的暫定的に止まり、接觸交渉の相手が常に交替變動する利益社會にあつては、各人特有の個別的なるもの乃至獨自性が、同一人に對して反復して現れる事が少い故、それが明確に把握され難いのは當然である。従つて此處に於ては如何なる人々にも共通であり、如何なる時にも變らずに存在する時間的空間的に普遍的なるもののみが、引き出されて意識され把握されるのであつて、個別的なるものは看過され意識に上り難い。この事は單に人の意識把握のみならず、物のそれに就いても言はれ得る事は明らかである。従つて利益社會に於けるあらゆる對象の意識乃至把握は抽象的普遍性を特色とするのである。

右の如く對象の意識乃至把握を抽象的普遍的ならしめる利益社會の諸事情は、更に又その意識乃至把握を對象の存在の特殊領域に限定し易く、従つて此處に於ては如何なる對象もそのあらゆる側面従つて全體が意識され把握される事はない。複雑廣大なる社會に於ては、人の興味や關心の異なるにつれて、夫々の興味關心に特に適合する特別のもののみが交渉の對象として選ばれるが故に、興味關心の異なるにつれて對象も異なるのが常であつて、同一のものが種々の興味關心から交渉の對象とされ、興味關心の異なるにつれてそのものの存在の諸々の側面が意識され把握されるといふ事はないのである。従つて人も相互に特定の關心乃至目的の領域に於ては觸れ合ひ知り合つても、他の領域に於ては沒交渉であり關知しないのが常態となるのである。即ち此處に於ては對象の存在の全領域従つて對象の全體は關知把握の枠外のものとなるのである。然もその特定の領域に於て意識把握されるのは上述の如く普遍的なものに止まるのであるから、この社會に於ては如何なる對象に就いての把握理解も極度に部分的抽象的ならざるを得ない。

元來如何なるものもそれが具體的に何であるかはその屬する全體との聯關に於てのみ定まるのであつて、決して全體と無縁沒交渉に孤立獨存するのではない。一つの行爲例へば何かを贈與する行爲も、一つの物體の所有權が代償なしに一

主體から他の主體に移轉したといふ點に於ては一定してゐても、その行爲の主體の生活事情・人柄・その行爲を實行した動機と意圖等々によつて、或ひは讃へられるべき善行ともなり又は唾棄すべき醜行ともなる。更にそれはその人としては當然の事であり又は甚だ相應しからぬ行爲であるかも知れない。斯かる違ひはその行爲の主體がその行爲を實行した時の彼の經濟・法制・道德・趣味・慣習等々の具體的な事情や特質との聯關によつて定まるのであつて、これ等との聯關を切り棄てて猶知り得るのは、所有權の移轉といふ事のみである。然るに利益社會に於ては、或人が例へば趣味の上で交りのある人である場合、その人の經濟事情・政治的意見・家族生活・職業上の活動・徳性・性格又抱いてゐる悩み・悔い或ひは計畫等々の側面は知られないか、又は極めて僅かに知られてゐるに過ぎないのが通例であり、爲に此處に於ては、その人がなした贈與の行爲が眞に如何なるものであるか、例へばそれは眞心の籠つた好意からの行爲か、又はより大なる反對給付を得ん爲の計畫的行爲か、乃至は不快に満ち乍ら己むを得ずするものか等々のその具體的個性を明確に把捉する事は、不可能に近いのは言ふまでもない。然もこの不可能性は利益社會のこれ迄述べ來つた如き諸特性に根ざすものである以上、この不可能性を超克して把捉を具體的個性に迄及ぼすべく努力して見ても、その努力は勞徒らに大にして酬いられる事乏しい甲斐なき努力として終るは不可避的である事は明らかである。従つて利益社會に於ては一般に具體的個別的なものを把捉理解する事は初めから斷念され、抽象的普遍者以外に對しては、おのづから全て無關心乃至無視の態度が執られるやうになる。この個性の無視は物にも人にも全て同様に現れるのであつて、人々の相互作用に於ても何人も個性の保持者としては扱はれないのである。これ即ちシェーラーが、利益社會の主體は個性なく單に同様のものとして通用する (gleich-geltend) 悟性又は意志の原子と解せられると言ひ、又利益社會に於てはあらゆる人間の具體的差は消失してゐると言ふ所以である。²⁰ 行爲の外形や法的形式のみならず、外形の背後に潜むその行爲の具體的存在を知るには、その行爲の主體の全存在を知る事を要し、その全存在は朝夕共に暮して久しきに及んで初めて分るのであつて、朝に逢つて夕に別れる人々の

間では、全存在の把捉知悉は問題にはなり得ない。ロシアの俚諺に昵懇になるには數ブツシエルの鹽を共々に舐め合はねばならぬといふのがあるが、生涯を共にして初めて數ブツシエルの鹽は共に舐め盡くされ、斯くてこそ互に相手の全生涯を従つて又心の隅々までも知り合ふ間柄ともなり、一つの言葉一つの表情もそれに籠る無限の思ひを残るところなく領解し得るに至るであらうが、利益社會に於ては、物に就いての把捉領解又人と人との接觸交渉は全く皮相的表面的なるに止まり、従つて人は無數の人々と不斷に應接を重ね乍らも、自己の行爲の具體的內實また表に現れぬ心の底は何人によつても觸れられ汲まれる事がないので、此處では眞實の領解・心からの結びつきは望み難い。この意味に於て利益社會の人は皆夫々に孤獨であると言はねばならない。

利益社會に於ける人々の關係・交渉の基礎となるのは契約であり、人々は契約の定めるところに従つて特定の給付を交へ合ふのであるが、斯かる給付も此處に於ては、それを提供し又は受領する主體の全存在との聯關に於て見られ解せられる事はなく、この聯關から解き離されて、その主體の全存在とは無關係に扱はれるのであるから、主體は只單にその給付を提供し又は受領するのみの主體として見られ扱はれるに止まるのである。故に利益社會は只契約締結とその契約の内容たる特定給付との能力を有するのみの主體の集合體に過ぎぬと見られ得る。而して利益社會の秩序と統一とを規定する契約は原理的には成文化されるべきものである。何となれば、この社會に於ける人々相互の交渉の規準は、既述の如くおのづから生じおのづから守られるものではなく、人爲的に作られ定められるのを本態とするものであるから、周知を計り忘却を妨ぎ曖昧化を避ける爲に、明確に提示される必要があり、これが爲には成文化される事が最も適切である。更に又利益社會人は主我性乃至利己主義を本性とする故、彼は自利の爲には結ばれてゐる契約にも背反を敢てせんとする可能性があるのであるが、契約が成文化されて、明確な形で提示されて居れば、之に照らし乍ら検討する事によつて、背反も明確にされ易いので、成文化はこの社會に生じ易い違反を防止する點からも有効であり、従つて又須要な事なのである。

然るに成文化された契約の各命題も亦抽象的普遍的側面に於て把捉され扱はれるのは、利益社會の特性上當然の事である。命題の抽象的普遍的側面を構成するのは、その命題の客觀的に固定して不變なる意味であらう。語や命題の意味は種々の部分乃至層に分たれ得るが、最も普遍的にして又不變なる部分として、その語や命題が如何なる社會如何なる時代に於て用ひられようとも異なる事なく常に同一であり、從つて又更にそれ等が如何なる人によつて如何なる場合に意識され使はれようとも、何等限定變容を蒙る事なく同一である部分がある。これは意味の中核(Sinneskern)と呼ばれたり、又對象的意味(gegenständlicher Sinn)乃至意味の論理的內實(logisches Gehalt)と呼ばれたりする部分であるが、意味のこの部分は、それが指示し表現する事柄や對象が現實態に於て如何に變じようとも、それに拘りなく固定してゐる恒常性を以て、現實とは次元を異にする意味の存在領域に存在してゐる。現實の物は生れ・成長し・衰へ・死滅しても、その物の普遍的な意味には生死・盛衰はなく、それは無始無終であり、生の流動・歴史の個別性の彼岸に自己同一性を保つてゐる。抽象的普遍者を志向し個別性を閑却無視する利益社會に於ては、契約も自同的恒常的にして普遍的なる部分の意味に於て解され扱はれるのが常である。從つて斯く抽象的普遍的意味に於て解された契約に基づいて生ずる相互作用は、現實社會の情勢の變化や相手の生活事情の轉變を何等顧慮する事なく營まれる點に於て、機械的形式主義に墮せざるを得ないのは自然の事である。

上述の如く利益社會に於ては、人々相互の交渉に於て、何人も自己の行爲が相手に對し更に社會に對して如何に聯關し影響するかを顧慮しないのが常であるが、その相互作用が右の如く直接の對象をその抽象的普遍性を志向しつつ扱ふのであるから、對象の時によつて異なる個別性への對應適合は期待され難いのは明らかである。此處に於ては人々は契約に定められた相互の給付の範圍を嚴守し、概念的な契約に對する形式上の正しさ(formale Korrektheit)に於てのみ結合し、それに定められた條項を機械的に遵守し遂行するのみである。即ち利益社會的關係に於ては、各人は他人に對して一定の個々の給付の責任を負ふ事を知つて居り、同様に一定の個々の給付に對する要求を心に有つに止まる。故に、關係そのも

の（従つて之によつて構成される集團）は、各關係者が斯かる相互的給付を生ぜしめる爲の手段として考へられ、何人も契約から外れて相手に害を與へようとはしないと共に、之を超えて相手に利を與へようとする事もないのである。これは正にフーアカントが利益社會的關係の一つとしての認容關係（Anerkennungsverhältnis）に就いて、方向を異にする意志が交錯した一定の點又は線に添うて、多過ぎもせず少な過ぎもせずそれを守つて相互に接觸するところの、手段としての關係と説いてゐるところに當るものである。即ち嘗てポリビオスが、ロオマでは何人も、せねばならぬのでなければ、誰にも何かを贈與する事なく、満期より前には假令近い親族の間でも一文も拂ふことをしないと云つたのは、直ちに利益社會にも當て嵌まるのである。斯くて茲に利益社會に於ける人々の相互作用の最高規準が得られる。即ち、各人は（契約に定められた）自己の領域内に於ては自己の欲するが儘を爲すの權利を有すると共に、その彼岸にあつては何事も爲すを得ず（Jeder kann innerhalb seines Gebietes mit Recht tun, was er wolle, aber nichts jenseits desselben）。この規定はルソーが萬代不易の限界と呼んだところの「共和國に於ては他人を害しない限りに於て各人は完全に自由である」といふ命題と等しいとも見られよう。斯うした規定を最高の基準とするこの社會に於ては、不斷に流動して熄まぬ各人の生の具體相を顧慮し、その時々この具體相に對應する扱ひが與へられるのではなくて、生の流動の彼岸に存する固定的な意味によつて形成されてゐる契約が規定する一線に機械的形式的に従つて、生の具體相の如何に関りなく、相互作用が交へられるのであるから、個々人の生の具體的な動きの間には何等有機的な聯繫は見られず、個々人相互又個々人と社會の全體との間には、何等生物有機體の部分相互又部分と全體との間に見られる如き微妙鋭敏な調和合致は見られない。此處に存在するのは相互に獨立せる人間の單なる並存のみである（bloßes Nebeneinander von einander unabhängiger Personen）。これ即ちテニス・スが利益社會は機械的集合體乃至人工物（mechanisches Aggregat und Artefakt）であると言ふ所以である。同様にシユタウディングーも亦、利益社會に於ては孤立せる人々が相對立してゐると説いてゐる。

七 非 情 性

一般に感情乃至情緒は何等かの対象の表象に伴ふものである事は、例へば、愛の感情は愛されるものの表象に伴つて意識されるのであつて、愛されるものの意識なくして只愛の感情のみ意識を充たすが如き事はなく、愛は常に何かの愛としてのみ現實に現れるといふ一事によつても首肯されるであらう。ところで感情乃至情緒はそれが随伴する対象の表象が有つ具體的直觀性の度に應じて強さ・鮮かさ・生々しさを増す。未知未見の人の名を聞いても、その人を具體的に表象する事も出來ず、同時に又何の感情も浮びようがない。知人の名を聞きその人の風貌・性格・閱歷・又その人と共にした經驗等が思ひ浮べられるにつれて、これ等の思ひ浮べられるものの各々の表象に夫々對應した特殊な感情が随伴し、これ等の感情が相寄つて分ち難く名狀し難い渾然たる一全體を構成するのであるが、右の諸々の表象が豊富であり複雑であり直觀的に鮮明であるに應じて、感情も亦豊富・複雑・鮮明である。親しい友や愛人の表象の如きは具體的直觀性・複雑豊富性に於て卓拔であり、故に又多様多彩にして生動的な感情を生ぜしめるのである。元來「知覺に關する」を意味した *aesthetic* が「美的」を意味するのも、美的感情は知覺内容の豊富な直觀的表象に伴ふを本來とし、美的受容 (*aesthetischer Genuss*) は直感されたものに於ける喜びを本體とする事を物語るものであらう。あらゆるものが抽象的普遍的に扱はれる利益社會に於ては、ものの表象は極めて單純空疎であり、具體的直觀性を缺如するのであるから、此處に於ては感情乃至情緒は極めて稀薄貧弱ならざるを得ない。この點よりして利益社會人は非情性を基本的特質の一つとするのである。

右の非情性は更に利益社會人の上述の對自性によつて支持強化される。對自性を特質とする者は、行爲の様式及び内容の意義と價值とを自己の意欲乃至目的の立場から檢討批判し、合目的性の多少によつて採否を決する目的合理性 (*Zweckrationalität*) を常に把住してゐるが、斯かる合理的な批判檢討の作用や之を不斷に行はんとする態度によつて、感情情緒

等の非合理的要素は排除され消失せしめられるのである。元來利益社會には生じ難い感情情緒が稀薄乍ら存在しても、それ等は合理的態度や作用とは相容れ難いものであるから、此處では自ら微弱となり枯渇し易いのである。猶又人々相互の作用交渉の基準をなす契約の各條規は、意識的人爲的に形成設定されたもの故、誰しもおのづから無意識的にそれに合致するやうに行爲する事は不可能であつて、何事にも契約を反省顧慮して、背反逸脱せざらん事を期さねばならない。斯うした反省や顧慮が領解・體驗・表現を止め分かつて、夫々の間に介入する事によつて、生の活動の直接性・生動性が減殺され、これによつて一切の感情情緒は抑塞されざるを得ない。斯くの如く利益社會では、感情情緒が発生し難く、又發生しても抑制され無力化され易いのみならず、更に積極的に之を抑止乃至除去しようと努められる。これは感情情緒が目的合理性を濁し撓める傾向を有つ點に於て、非合理性を有するが故である。同情・憐憫・羞恥・悲哀・憎惡・忿懣等々は、冷靜な打算・純粹な目的の追求を停滯させたり方向を誤らせたりし易いが故に、努めてこれ等のものの發生を抑制し、又これ等のものを超越乃至沒却するやうな態度が涵養され強化されるのである。

以上の如くにして感情情緒が自然に稀薄となり又消滅し、更に意識的意圖的に防止され排除されて、ひたむきに合理的なる (schlechtin rational) 利益社會は、冷やかなる非情性を基本的特質の一つとするのである。まことに此處に於ては、喜びも無く悲しみも無く恩も恨みも無い。好意も無く反感も無い。人情味ある感傷も牧歌的な詩情も無い。道德的な憤激も宗教的な畏怖も藝術的な陶醉も利益社會には相應しからぬものである。至てこれ等の端的に人を動かすものに對しては中性無記の態度を執る冷かにして啓蒙された關係から利益社會は成立する。此處に於ては情意の對象たる友も無く同胞も無く祖國も無い。只提携者 (Verbündeter) と反對者 (Gegner) があるのみであり、然もこれ等も他の物件と同様に人間といふよりも自己の目的への手段とし又道具としてか、又は力として見られるに過ぎないのである。^⑤ この社會にも感情情緒が現れるとしても、それは胸底から湧き上る生けるが儘のものではなく、何等かの爲にする手段として表面上装はれたもの

に過ぎず、従つてそれは眞實の感情情緒ではなくて、感情情緒の形骸に過ぎない。此處に交はされる言葉と好意とは、各人皆他の全ての者の爲に其處に居り、彼等を自己と等しい者として尊重するかの如く装ひ乍ら、實は各人は自己自らのみを念頭におき、他の全ての者を排して自己の意義と利盡とを貰かんと骨折るが故に、慇懃を最高の規準とする俗習的な (konventionell) 社交性の方便・手段たるものに過ぎない。倫理的な感情が見られても、それも全て方便として表されたものに過ぎず、道德が求められるとしても、それは交易を有利ならしめる限りに於てであつて、道德そのものの爲に求められるのではない。故にそれは人が自己の都合に従つて左右する振り子道德 (Pendelmoral) であり、言葉の上の道德であつて、單なる添へ物たるに過ぎず、決定を與へる力のあるものではなくて、補助物乃至使用物 (Gehülfn und Dienerin) たるのみである。此處では道德は全て伶俐道德 (Klugheitsmoral) に過ぎない。或ひはそれは、戲戀や遊樂の境地に見られる如く、眞偽を超越し確信の契機を除外せる「中和變容」 (Neutralitätsmodifikation) の様態に於ける意識の要素としての感情情緒であり、従つてそれは何等主體を實踐的行爲に驅り立てる現實の力を有つものではない。即ち利益社會には本來溫かな乃至熱い血の通つた生きた感情情緒は現れず、心情と心情とが相觸れ動かし合ひ結び合ふやうな相互交渉は無いのである。何等親しみなき平和に於ける (friedlich-fremd) 關係を、僅かに利益の認識から契約に基づく外的規制によつて保つものが即ち利益社會である。これ即ちテンニースが利益社會は仲間ならぬ者の關係 (Verhältnis der Ungenossen) であると言ひ、又共同社會の冷却せるもの (Abkühlung) であると言ふ所以である。

八 不調和性

個人の自覺・自我意識の伸張は屢々極端に主我的な個人主義を生じ、露骨な我欲となつて現れる。これは、廣大な集團は、狹小な集團よりも、集團が個々人に對して要求を課する事が少いと共に、個々人の爲に配慮する事も少く、それ故

に又彼等の最も邪惡な衝動さへもが十分に成長するのを阻止する事も少いといふ事情に由來する。^⑩ 上述の如く利益社會の平和を保證し調和を維持するは契約の責務である。而して契約の條項を構成するは概念的規定であり、それは概念的なるが故に種々の具體的内容を容れ得るのであるが、主我的利己的な利益社會人は、概念的規定の及ばぬ具體的な細部に於て自利に合するやうな内容をその規定に當て嵌める事によつて、契約に抵觸する事を避けつつ自利の追求實現を計るのみならず、概念的規定の具體的解釋を歪曲し、他人の利害を侵害する事をも敢てせんとする蓋然性も大いにあるのである。例へば破壊活動なる概念は、之を何が如何にして破壊される場合の活動と解するかによつて、この活動の防止規定を、或ひは社會の秩序維持に役立つやうに活用することも出來ると共に、或ひは又中正な活動を彈壓するの具とすることも可能である。「教諭は兒童の教育を掌る」といふが如き條項も、解釋の仕方、教育とは直接關係のない學校施設の管理保全の責任まで教諭は負ふ義務はないといふ見解も立てられ、他方教育を遂行する爲には學校施設の管理保全も行ふ必要があり、これも教諭の廣い意味の職務の一環であるやにも解せられる。他人の損傷を結果するに至るが如き契約の解釋が如何に無理なものであつても、それが契約を没却し又は之に背反するものとは斷ぜられないと強辯し得る限り、自利の爲には斯かる歪曲牽強の解釋に従つて行爲するは、利益社會人の辭せざるところである。

更に又同様の又は類似したものとして通用する行爲の外的經過に伴ひ又はその結果たる心意の作用が頗る相異なる事は屢々見られるところであり、従つてその行爲は或ひは或一つの又はそれとは全く反對の別の心理的規範の下に屬するものとされねばならないのであつて、心と外的行動との間には明確にして一義的な合致の存せぬ可能性も少くないのであるが、利益社會は内面的曖昧性を有つと言はれる如く、内と外との間に明確な對應合致の期待されない場合がこの社會には少なく、此處では一見契約に合致するが如き行動の背後に邪惡な意圖が潜んで居り、これが爲に思ひ設けざる災禍を蒙らしめられる事も可能である。まことに一つの規定が妥當する局限は之への背反を蔽はねばならぬ場合である。^⑪ 背反が蔽はれ得

る限り、否蔽はれ得ずとも、難辯強辯によつて背反を背反に非ずとなし得る限り、我欲を貫くべく努力されるのが主我性の支配する利益社會である。故にこの社會の合則性は形式上合則的な非合則性 (formalgesetzliche Ungesetzlichkeit) である。^③

非情冷酷で眼中自利以外の何物もない者と雖も、假令彼が一つの關係に於て契約を蹂躪するに至らぬ範圍内で、相手に傷害打撃を與へる事によつて自利を計り得るとしても、他の幾つかの關係に於て同じ相手から種々の利益を期待し得るならば、先の一つの利益の爲に相手を窮地に陥れ又は不和敵對の立場に追ひやつて、然らずんば期待し得る幾多の利益を失ふが如き舉に出る事を控へるであらう。併し乍ら成員間の生活の分離の著しい利益社會では、同じ人々が數多くの關係に於て幾重にも結ばれてゐる事は少いが故に、或行爲が明瞭に契約違反とならぬ限り、それが如何なる損傷を他人に與へようとも、それによつて自利の増進が期待されるならば、その行爲は平然として敢てされるであらう。之を平然として敢てする程の者も、本性上斯くも非情冷酷ではなく、彼をして非情冷酷ならしめるのは上述の如き非情性を生む社會的諸因素である。若しも彼が自己の與へた損傷によつて相手が如何に打撃を蒙り、如何に悲惨痛苦の境地に陥り、如何に喟嘆苦悶するかを、終始目のあたり見せつけられるならば、精神的不具者でない限り、必ずや重苦しい氣分や自責の念を覺へ、又相手に對する同情憐憫を禁じ得ず、悔恨の情・謝罪の思ひに苦しめられるであらう。併し乍ら何事も見ず聞かず知らなければ、何等心の動搖もなく、只自己が獲得し得た利益に就いての喜びが感ぜられるのみである。若しも相手が自己の日頃親交を重ねつつある姻戚縁者でもあれば、自己の加へた損傷の影響結果が逐一具體的に把握領解され易いが故に、それによつて必ずや相手の悲惨痛苦に對して「忍びざるの心」が覺醒し、自己の行爲が契約違反に非ずと牽強附會し得るや否やに關りなく、再び同様の行爲を重ねざるべきを心に誓ふであらう。けれども姻戚縁者との間にさへ親交を重ね難い程人々相互間の生活が分離してゐる社會では、「忍びざるの心」の發動の基盤たる相互の具體的個別的直觀的領解が有たれないが故に、人皆本性上は具有する道德心によつて邪惡な主我心の跳梁を抑制する事をしないのである。誠に

利益社會人は他人の毀傷損害によつてさへ自利を收めんとする事ホッブスの謂ふところの狼の如く、本性上相互に敵であり、相互に拒否し否定し合ふものであり、^⑧ 悟性を有てる惡魔の民が、彼等の非平和的意嚮の衝突を契約への表面的外形的服従をなして回避する事によつて、平和状態を辛うじて保つてゐるのが利益社會であるとも言はれ得る。この故に人は此處に於てはあらゆる契約にも拘らず、何時誰によつて如何なる損傷を蒙らしめられるかも知れないのであつて、表面上は契約の遵守に基づく平和な相互交渉を続け乍ら、その背後に於ては、不斷に他人の犠牲に於てまでも自利を追求せんとするに到り、虚偽はこの社會の特質を表はす要素となつて、成員は皆一種の俳優とも見られ、上品な偽り (artige Unwahrheit) を皆承知しつつ欺かれざる様に努め乍らも、相互に相手の眞意を汲み取り得ざる爲に、欺瞞の餘地が多いのである。^⑩ 故に利益社會の人々は常住に他人を自己に侵害損傷を加へる可能性ある者として疑心と警戒とをもつて相對せざるを得ない。即ち此處に於ては人々は相互に可能的なる敵であつて、契約に觸れざる範圍内に於て狡計と暴力との使用は寧ろ必然的であり、これ等は一般に用ひられるべきものとされるのである。従つて利益社會の成員は、伶俐と恐怖から相互の攻撃を差控へてゐるのみであつて、彼等が平和的友愛的關係を結び、接觸交渉を重ね合ふとも、その平和・友愛は實は武裝せる平和・友愛であり、潜在的鬭争 (latenter Krieg) が究極の利益社會的關係となるのである。テンニースが利益社會に於ては人はあらゆる結合にも拘らず分離してゐる (getrennt trotz aller Verbindung) と言ひ、又利益社會は統一に於ける多數態 (Mehrheit in der Einheit) であるとも言つてゐるのも、^⑨ この故であり、又同様にしてシェーラーも萬人の萬人に對する底無なしの且根源的な不信 (grundloses und primäres Misstrauen Aller in Alle) を以て利益社會に於ける基本態度としてゐるのである。^⑪ 従つて人々が、何時も傷害の可能性に曝されてゐるこの社會では、何人も不安の絶える時なく、自己防衛の爲の緊張を解いて安らぎ寛ぐ時もないのである。惡の意欲と不信とを第一とし、この前提から狡智を以て堤防を辛くも作り出し、統一を堤防相互の働きとして解せんとするは、思想上よりは否定的悟性 (negativer Verstand) の又心情上よりは賤民の心情の

特質であるとするならば、利益社會は正に主我的個人主義者の否定的悟性が作つた契約の堤防によつて統一を形成保持されてゐる集團である。人間存在の根本的な共同性は此處では破られ、人は獨立人格として分離せる個人・欲望の全體になる。さうしてこのやうな孤立せるアトムの個人の關係體系が（利益社會的な）「社會」なのである。故に、人は生産關係や労働の共同を作ることとは出来るが、併しそれは人倫的合一ではなくして利害による關係であり、従つて利益社會はホッブズに於けると同じくヘーゲルに於ても、「あらゆる人があらゆる人に對してその個人的なる私的利害を争ふところの戰場」に他ならないのである。^⑩ 此處に潜在する鬭争の状態から一步進めば、契約は無視蹂躪され、鬭争が顯在的となり、公然と加害及び排撃が相互に交はされ、又明確な犯罪の發生となるのであるが、斯くなる時、利益社會は自己の極限を越え、人々相互に否定し合ふのみで何等の秩序も統一も見られぬ顯在鬭争の場と化するのである。

九 上 下 關 係（政治的側面）

主我的對自的な人間の構成する利益社會では、誰しも他に服屬し他によつて抑壓拘束されるが如き不利な關係を結ぶ道理がない。故に此處に於ては相互關係は原理的には人々が相互の權利を認め合ふ合法性を基とし、自由平等を根本原則とする筈である。^⑪ 勿論此處にも上位者と下位者との別はあり、上位者による下位者の統制によつて衝突や混亂が避けられるのであるが、上位に立つ者は、彼が上下の別の存する領域に於て優越してゐる事が明らかであり、同時に彼の支配は、下位者に對して抑壓強制を加へる肆意的なものではなくて、下位者に對して扶助促進的な意義を有つもの即ち指導と呼ぶべきものである事が認められるといふ二條件を満たす事によつて、下位者から權威を認容される事を必要とする。即ち上位者が上位者たり得るのは元來彼が權威に基づく指導者（Führer）たる限りに於てである。而して一切を對自的に目的手段の範疇に於て扱ふ利益社會では、斯かる上位者も紛争を避ける爲の手段として設けられるのであつて、上位者は一般成

員の目的・利益の限界内で、各成員の爲に事務を監理し、取引を行ひ、營利を司るところの「代理」たる以上には出ず、上位者の行爲の原理としての意志は、むしろ彼の行爲を常に自利への手段とする觀點から注視批判しつつある一般成員に在るとも見られるのである。故に集團意志の行使者たる立場にある上位者も、實は一般成員の意志遂行の爲の機關乃至方便たるの意義を有つものに過ぎず、一般成員の「拘束委託」と「指示」とを守り、指導の成果や一般成員の都合及び考へによつて、隨時罷免され得るものである事は、集團の構造や機能を全て成員の思惟によつて規定改變するこの社會の上述の對自的性格よりして當然であり、その故に此處の上位者は結合にも拘らず分離してゐる各個成員の一致の上に立つ「總計代理人」とも言はれるべきものに外ならず、部分たる成員各個の意志を統合する全體意志を體現する者ではないのである。併し乍ら、右の如く指導の名稱に値する支配のみが許容されるのは、上下の優劣の差が僅少であり、上位者は只所謂 *primus inter pares* である限りに於てである。利益社會は表に契約を尊重し乍ら、裏に鬭争を潜める事が、やがてまた表に平等を装ひ乍ら、裏に不平等を現出するといふ事態を生み易い。優劣の差が大なるにつれて、平等の外觀の背後に於て、優越する强者は自己の力を自利の爲に行使し、能ふ限り劣弱者を抑壓強制し、劣弱者の犠牲に於て自利の増進を計り易い事は、主我的な利益社會人の本性よりして不可避的である。茲に於て劣弱なるが故に抑壓強制に反抗し之を排除し得ざる下位者は、怨恨 (Resentment) を抱きつつ屈從するの外はなくなると共に、認容承服の上に立つ上位者の權威は、阻害的壓伏的に發動し、それ故怨嗟否認の對象となる權力に轉化する。下位者は常に折あらば反抗に出でんとしつつ屈從するに對し、上位者は愈々自己の力を増強して抑壓を續けんとする。この上下の潜在的な鬭争關係が顯在化する時は即ち利益社會的上下關係の破れる時である。

一〇 所有關係 (經濟的側面)

各人が本來分立する利益社會に於ては、集團そのものを基本的主體とする所有權としての總有權 (Gesamteigentum) のあるべき道理がない。本來此處に存在するのは各個成員の個別所有權 (Sondereigentum) であり、しかもこの個別所有權は個人主義的に完成された所有權であつて、絶對的排他的な物件に對する完全な支配を意味するものである事は、上述の利益社會の最高の規定からも明らかであらう。集團がそれ自體の財を有つ事を必要とする場合にも、その財は各個成員の個別財から釀出されたものを集合して構成されねばならない。この釀出・構成も成員の契約によるは勿論であると共に、斯くて構成された集團の財の管理・處分・利用・收益の一切が成員の意志によつて規定されるも亦當然の事である。又此處では各個成員間の財物及び働きの提供と受納は贈與の形では行はれ難い。何となれば、上述の如く自利を第一とし非情性を特質とする利益社會人は、只他人を利する爲に自己の物件や勞力を減ずるの不利を招くが如き契約を結ぶ筈はなく、契約の機械的形式的遵守以上に出て他人に利を與へる程の好意や同情を他人に對して抱く筈もないからである。然も自己にとつては用途もない餘剩物件も、社會の開放性・廣大性の故に、之を然るべき代價を出して入手せんとする者を見出し得るが故に、人は自己の所有に屬する無用の物も、贈與する事なく交換に當てんとする。又人々の出入移動が激しいので、或時贈與をなした者と之を受けた者とが、その後も久しく接觸交渉を保つてゐて、然るべき機會に、先に贈與をなした者に對して、それを受けた者が返報乃至返禮としての贈與をなすといふ事は、期待され難い。この期待が成り立ち、之の充足が確實であるならば、この期待の上に成り立つ贈與によつて生ずる贈與者の勞力乃至物件の減少即ち損失は、やがて來るべき返報としての贈與によつて償はれるが故に、眞の減少即ち損失ではなく、先なる贈與と後なる返報とは相寄つて交換となる事は明らかであるから、斯かる場合には贈與のなされる可能性がないではない。併し乍ら贈與をなした者と受けた者とがその後また相會ふ事も期せられ難い所では、受けた者が後に自ら進んで返報を提供するが如き事の期せられない以上、何等の返報も伴はぬ純粹の贈與による損失即ち不利を知りつつ斯かる贈與をなすが如きは、利益社會人の本質に反

する事である。斯くの如くにして利益社會には贈與は生じ得ないのである。

贈與の生じ得ない所で勢力乃至物件の人から人への移動が生じ得るのは、如何なる形式に於てであらうか？ それは交換又は掠奪の形式以外にはあり得ないが、掠奪は利益社會的關係とは別個の之と對立せしめられる客體關係 (Objekverhältnis) 乃至顯在的鬭爭關係の形式であるが故に、利益社會に於けるものは即ち交換でなければならぬ。而して交換に於ても、自己の提供するもの即ち給付が相手の提供する給付より若干でも大であれば、その大なる部分だけは自己の損失であり、斯かる損失は如何なる利益社會人も肯んぜざるところであるが故に、此處に於ける交換は客觀的には價值が等しい物 (Äquivalenz) でしかも人々の希求の度に對應する主觀的價值は異なる物の交換でなければならぬ。然るに交換を行はんとする双方の主體が、互に相手の欲する等價物を所有して居り、且それを惜しみなく提供せんとするが如きは、常に期待され得るところではない。しかのみならず異質性の著しい利益社會では、各人が何を所有し何を希望してゐるかを具體的に知る事は頗る困難である。交換の直面するこれ等の障礙に打ち克つて、交換を容易簡便に生ぜしめる爲には、相手の欲望や希望を具體的に知る事なしに提供しても、相手がそれを受取るやうな物のある事が必要である。この必要に應じて生れた物が即ち貨幣である。貨幣は直接如何なる欲求をも具體的に充足する事はないが、之を以てすれば、如何なる欲求を充足するものをも入手し得るが故に、間接的にはあらゆる欲求を充足し得るといふ欲求充足の普遍性を具有してゐる。故に相手の意欲を具體的には何等知る事なくとも、貨幣さへ提供すれば、何人でも他人にはよく知られ難いが自己自身のみにはよく知られてゐる自己の欲求を、間接的に乍ら充足すべき手段として、何時でもその貨幣を受取る。しかも貨幣は任意の額に分ち又は集めることが出来るが故に、交換されるべき物と等價の量を提供する事が何時でも可能である。斯くて他人の意欲が知られずしかも等價物の提供を必要とする利益社會の交換の困難を克服する貨幣が、この社會の經濟活動に於て重要且不可缺少のものとなるのは必然的である。否更に進んで、物質的利益の調定の產物 (Kompromissprodukt) たる貨幣が、あら

ゆる心的評價 (psychische Wertung) の尺度となり、如何なるものの價值も貨幣の額に還元され、之によつて表はされるに到るのである。

等價物の提供が利益社會に於ける交換の原則をなすとは云へ、自利を第一とする利益社會人は、自己の出す給付を能ふ限り少くすると共に自己の受ける給付を能ふ限り多くせんと努めるは、むしろ自然の事である。交換の對象となる諸々のものの間に等價となるべき相互の比率が客觀的に一定してゐるならば、右の如き自利の爲に等價交換を歪曲せんとする努力は生じないのであるが、斯かる傳統の存在しない所では、假令契約が結ばれてゐても、この契約を解釋に於て變容歪曲して、能ふべくんば自利を計らんとする事は避けられ難いであらう。更に力の優劣の差の著しくなるにつれて、優越者は劣弱者を壓迫して、等價物の相互提供なる原理の妥當せぬ交換をも受諾せしめるに至る。劣弱者は斯かる壓迫強制に對して怨恨を抱き反抗の意欲を燃やしつつも、彼等が無力なる限り、この交換に於ける不平等を堪へ忍ばねばならず、茲に交換をめぐつての鬭争が潜在する事になるのである。勞働に對する報酬の如きに於て、この潜在鬭争は特に顯著である。報酬も之を提供する者は、之を受ける相手の生活に就いての同歡 (Mitfreude) から出すのではなくて、只彼の生活維持の爲の最少量を與へんとするのみである。^⑩これに對して受ける者は能ふ限り多くを受けんとしてあらゆる努力を試る。斯くて報酬をめぐる兩者の關係は屢々顯在的鬭争にまで發展し易いのも、對自的自利追求者の集合體なる利益社會が、自己の特質を極度に押し進める事によつて、遂に自己自身の外に出るものと見るべきである。

以上によつて、集團としての利益社會の理念型の重要な構成要素を選び、與ふ限り矛盾なく結合せんと試みた。茲に列擧された要素を或程度まで兼ね備へてゐる具體的な現實集團には、近代社會・現代大都市・株式會社その他の現代の諸諸の機能集團等があるが、これ等の夫々が如何に利益社會の諸要素を具有するかを明らかにする事は他の機會に譲る。

註

- (1) G. Simmel: Soziologie. 第二版 一九二二年 五二七、五三一頁。
- (2) M. Heidegger: Sein und Zeit. 第一卷 第二版 一九二九年 七六頁。
- (3) 右同書 七四頁。
- (4) 右同書 七五頁。
- (5) R. Heberle: Bedeutung der Wanderung im sozialen Leben der Völker, Festschrift für F. Tönnies. 一九三六年 一七四頁。
- (6) F. Tönnies: Gemeinschaft und Gesellschaft. 第四版 第五版 一九二二年 一四二頁。
- (7) G. Simmel: Über soziale Differenzierung. 一九〇二年 六三一、四頁。
- (8) W. Bagelot: Physics and Politics. 新廉價版 八四頁。
- (9) Tönnies: 前掲書 五二頁。
- (10) Franz Staudinger: Wirtschaftliche Grundlagen der Moral. 一九〇七年 一八頁。
- (11) M. Scheler: Christentum und Gesellschaft, Schriften zur Soziologie und Weltanschauungslehre. 第三卷 一九二四年 七八頁。
- (12) Tönnies: 前掲書 一三〇頁。
- (13) Scheler: 前掲書 六八頁。
- (14) 右同所。
- (15) Tönnies: 前掲書 一七二頁以下。
- (16) F. Tönnies: Einführung in die Soziologie. 一九三一年 三〇頁。
- (17) Scheler: 前掲書 六八頁。
- (18) Tönnies: Gem. u. Ges. 一七六頁。
- (19) P. Sorokin: Social Mobility. 一九二七年 五一九頁。
- (20) Scheler: 前掲書 六八・九頁。
- (21) Tönnies: Einf. i. d. Soz. 六三頁。
- (22) A. Vierkant: Gesellschaftslehre. 一九三三年 一三〇頁以下。
- (23) F. Hertz: Rasse und Kultur. 第三版 一九二五年 一九三頁。
- (24) Tönnies: Gem. u. Ges. 五〇、二〇五頁。
- (25) Tönnies: 右同書 四、五、六、一七二頁。
- (26) Staudinger: 前掲書 一二五頁。
- (27) Tönnies: Gem. u. Ges. 一一四頁以下、一五九頁以下、一六四—五頁。
- (28) F. Tönnies: Soziologische Studien und Kritiken. 第一卷 一九二五年 一一三、一三二頁以下。
- (29) Tönnies: Gem. u. Ges. 五三頁、F. Tönnies: Die Sitte. 一九〇九年 七三頁、F. Oppenheimer: System der Soziologie. 第一卷、第一篇 Grundlegung. 一九二二年 四〇四頁。
- (30) Staudinger: 前掲書 一二、一三頁。
- (31) Tönnies: Gem. u. Ges. 七九、一六六、二三八頁、Tönnies: Einf. i. d. Soz. 六三頁。
- (32) G. Simmel: Über Soziale Differenzierung. 五二頁。
- (33) G. Simmel: Die Probleme der Geschichtsphilosophie. 一九三三年 一三頁。
- (34) Staudinger: 前掲書 二二頁。
- (35) M. Weber: Wirtschaft und Gesellschaft. 一九二二年 一六頁。
- (36) Staudinger: 前掲書 一三四頁。
- (37) Tönnies: Gem. u. Ges. 一一一、一三二、一六六頁。
- (38) F. Tönnies: D. Sitte. 七三頁以下、Tönnies: Gem. u. Ges. 一一八

一五五、一六〇頁以下。

(38) Tonies: *Gem. u. Ges.* 一、四、五、六、三九、五二、一七二頁。

(39) Max Scheler: *Formalismus in der Ethik und die materiale Wertethik.*
第二版 一九二二年 五五一頁。

(40) Hegel: *Grundlinien der Philosophie des Rechts.* Lasson版 第二版

一九二二年 二二二頁。

(41) 和辻哲郎: *人間學としての倫理學* 一八六頁。

(42) Staudinger: *前掲書* 二一、一二五、六〇頁。

(43) Staudinger: *右同書* 一三頁以下。

(44) Tonies: *Gem. u. Ges.* 七二頁。